

公立大学法人滋賀県立大学利益相反マネジメント専門委員会設置要綱

(設置および趣旨)

第1条 公立大学法人滋賀県立大学研究推進委員会規程第8条第1項の規定に基づき、利益相反マネジメント専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

2 この要綱は、公立大学法人滋賀県立大学研究推進委員会規程第8条第2項の規定に基づき、専門委員会の組織および運営に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 専門委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 利益相反に係るマネジメントの具体的方策に関する事項
- (2) 第5条の規定による自己申告書の提出および審査に関する事項
- (3) 前号の審査に基づく是正措置等に関する事項
- (4) 利益相反に関する情報の公表に関する事項
- (5) その他利益相反行為の防止等に関し必要な事項

(組織)

第3条 専門委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 産学連携を所掌する理事
 - (2) 各研究院ごとに選出される教授または准教授1人
 - (3) 事務局次長
 - (4) 本学に所属しない利益相反等に識見を有する者で理事長が必要と認めるもの若干名
- 2 前項に定める委員のほか、委員長が理事長の了承を得て、必要と認めた者を委員に加えることができる。
- 3 第1項第2号および第4号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 専門委員会に委員長を置き、産学連携を所掌する理事をもって充てる。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第4条 専門委員会の会議は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

2 議長は、必要に応じ、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(自己申告書の提出)

第5条 専門委員会は、公立大学法人滋賀県立大学利益相反マネジメント規程第6条第2項の規定に基づき、自己申告書の提出の時期、方法および対象となる教職員等ならびに書式等自己申告書の提出について必要な事項を定める。

(専門委員会における審査等)

第6条 専門委員会は、前条の規定により提出を受けた自己申告書の申告内容が、専門委員会の定める審査対象に該当する場合、利益相反行為の可能性の有無および程度ならびに必要な是正措置等について審査を行う。

2 専門委員会は、必要と認めるときは、自己申告書を提出した教職員等に対して、前項の

審査にあたって必要な説明等を求めるほか、利益相反行為の防止等について、指導または助言等を行うことができる。

- 3 専門委員会は、第1項の審査を行ったときは、審査結果を理事長、当該教職員等の所属する研究院長および当該教職員等に報告するものとする。

(審査結果の通知)

第7条 理事長は、前条第3項の規定により報告を受けた審査結果が、利益相反行為の可能性があると判定されたものであるときは、当該審査結果（是正措置等を含む。）を当該教職員等に通知する。

(異議申立て)

第8条 教職員等は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該審査結果に不服があるときは、専門委員会に対して書面により異議申立てを行うことができる。

- 2 専門委員会は、前項の申立てがあったときは、その内容について審査を行い、審査結果を当該教職員等に通知するものとする。

(情報の公表)

第9条 利益相反マネジメント規程第7条第1項の規定に基づき、理事長が利益相反に関する情報を公表するにあたり、専門委員会は、個人情報の保護に留意の上、公表の基準を定めるものとする。

(秘密の保持)

第10条 専門委員会の委員、その他利益相反のマネジメントに関わる者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。当該職務を退いた後も同様とする。

- 2 専門委員会は、提出された自己申告書を適切に管理および保管するものとする。

(事務)

第11条 専門委員会の事務は、事務局地域連携・研究支援課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、専門委員会が定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に公立大学法人滋賀県立大学利益相反マネジメント規程（以下「旧規程」という。）第6条第1項第4号の委員であった者が引き続き施行日においてこの要綱の第3条第1項第4号の委員である場合における第3条第3項の適用については、旧規程の規定に基づく当該委員の任期を通算する。